

## 教育文化助成募集要項

### 1 趣 旨

学校教育、社会教育、学術、文化・芸術、スポーツ等の各分野において重要でありながら、資金が十分でないとされている個人または団体等の特色ある研究や継続的な活動等を助成し、もって本県の教育文化の発展を目指し、青少年の健全な育成に資する。

### 2 応募資格等

個人または組織並びにグループ・団体（P T A・児童・生徒等の活動を含む）。但し、次に該当するものは対象となりません。

- (1) 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- (2) 他の機関からの委託によるもの
- (3) 実質的に完了しているもの
- (4) 申請者本人の人件費（組織並びにグループ・団体の人員を含む）
- (5) 汎用性のある機器の購入費（例：パソコン、コピー機等）
- (6) その他、申請する活動内容以外の一般管理費

### 3 助成金額

原則として1件につき50万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。但し、応募状況等により申請額に満たない場合があります。

### 4 募集期間

毎年4月1日から5月31日（必着）まで

### 5 応募手続き等

- (1) 提出書類 「教育文化助成金申請書」（様式1）
- (2) 提出先 〒703-8258 岡山市中区西川原 255 番地  
公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部 教育文化助成係  
T E L (086) 272-1909 / F A X (086) 272-1781

### 6 選 考

選考委員会において下記諸点に重点を置いて選考・決定し、選考結果を毎年7月中旬に通知します。

- (1) 萌芽性：独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの
- (2) 計画性：計画が十分に検討されているもの
- (3) 貢献性：継続的な活動により青少年の健全な育成に資する社会的貢献度の高いもの
- (4) 必要性：政府・企業等の補助、助成が得難い等、当財団の給付の必要性が高いもの
- (5) 伝統性：伝統技術、伝統芸能、伝統文化財としての継承・保存の価値が認められるもの
- (6) その他：当財団が価値を認め評価するもの

### 7 そ の 他

- (1) 選考の結果、助成が決定した団体には、贈呈式において目録をお渡しします。贈呈式は、毎年7月末頃に開催します。また、助成が決定した団体には、決定通知とともに「教育文化助成金振込依頼書」（様式3）を送付します。助成金は、「教育文化助成金振込依頼書」にご記入いただいた指定の銀行口座へ後日送金します。口座名義について、団体で助成を受ける場合は、個人名義の口座ではなく、団体名義の口座をご指定ください。また、学校として助成を受ける場合、同僚会・P T A等の外部団体・特別会計等の口座は、助成金振込口座として不適当なためご遠慮ください。
- (2) 助成を受けた団体は、事業実施後、「教育文化助成金成果報告書」（様式2）に領収書（コピー可）を添付して提出してください。報告期限は年度末までとします。なお、報告書の記載内容については、当財団が公表できるものとします。
- (3) この要項に定めのない事項については、公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部長が別に定めるものとします。